

2010年日本政府年次報告
「職業安定組織の構成に関する条約」(第88号)
(2009年6月1日～2010年5月31日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項は以下のとおり。

〔第2条関係〕について

「さらに、公共職業安定所は……している（職業安定法第8条）。」の段落の次に次のように加える。

なお、新政権の下で出先機関改革（※）¹に関する議論が行われているが、平成22年4月1日に、公労使で構成された労働政策審議会から「出先機関改革に関する意見」が厚生労働大臣あてに提出されており、同意見書では、公共職業安定所（ハローワークの業務）について、「国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス体制を堅持すべきである。」としている。

〔第3条関係〕について

前回までの報告を次のように改める。

1. 公共職業安定所の位置、管轄地域及び施設の規模の基準については、職業安定法施行規則第6条各号に掲げるとおり、工場、事業場が多い産業都市地域には公共職業安定所の設置を必要とすること、工場、事業場が少ない地域であっても、他の地域に対する労働力の供給源をなしている地域又は通勤範囲から適当な労働者を求めることができない工場、事業場のある地域にも、公共職業安定所を設置する等、国の労働力を最高度に活用するために、地方的な必要のみでなく、他の地域又は国全体との関連を十分考慮することを必要とすること及び公共職業安定所を利用する求人者、求職者等に対し、十分な奉仕をなすに足る数と施設を備えること等を規定している。
2. 公共職業安定所は右に述べたとおり、職業安定法施行規則第6条各号に規定する基準により設置されているが、その業務量は、管内労働力人口、その取扱う求人数、求職者数、紹介数、就職数、日雇労働者紹介数、失業保険適用事業所数、失業保険支給延人員等により算定されており、その推移に応じて、公共職業安定所の内部機構の整備を図っている。また、管轄区域についても、地方の労働市場の情勢に即応できるよう所要の改正を行っている。
3. 公共職業安定所の配置の見直しについては、地域の行政需要の変化、業務

¹（※）出先機関改革とは、国の出先機関の事務・権限等について、国と地方自治体の役割分担の見直しを行い、国の事務・権限とすることが適当であると認められる場合を除き、地方自治体に移譲しようとするものである。

量等を総合的に勘案し、業務取扱量が比較的多い地域については、新しく公共職業安定所を設置し、業務取扱量が比較的少ない地域については、統配合を進めてきたところである。実績としては、2005年6月1日～2009年5月31日においては、54所について見直しを行ったところである（新設1所、統廃合53所）

2009年6月1日～2010年5月31日においては、4所について見直しを行ったところである（統廃合4所）

〔第4条及び第5条関係〕について

前回までの報告中「○労働政策審議会」の項に次のように加える。

2009年度

- ・ 経済危機対策及び平成21年度補正予算案の主要事項（労働政策関係）
- ・ 雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意について
- ・ 地方分権改革について
- ・ 法案の国会審議状況等について
- ・ 平成22年度労働政策の重点事項（案）について
- ・ 安心社会実現会議報告について
- ・ 平成21年版労働経済の分析について
- ・ 法案の国会審議結果について
- ・ 緊急雇用対策、緊急経済対策及び新成長戦略について
- ・ 平成21年度第二次補正予算及び平成22年度予算案について
- ・ 分科会及び部会等における審議状況について
- ・ 法案の国会審議状況について

2010年度

- ・ 雇用政策の戦略的な実施について
- ・ 分科会及び部会における検討状況について
- ・ 法案の国会審議状況について
- ・ 最近の地域主権改革の動きについて

前回までの報告中「○労働政策審議会職業安定分科会」の項中「2009年度」の項に次のように加える。

- ・ 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について
- ・ 今後の労働者派遣制度のあり方について
- ・ 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係の省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱について
- ・ 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について
- ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律の基本方針の変更について
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について
- ・ 雇用保険部会の報告について
- ・ 労働力需給制度部会の報告について
- ・ 雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱について
- ・ 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について

- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱について
- ・雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について
- ・林業労働力の確保の促進に関する法律の基本方針の変更について
- ・雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱について
- ・地域雇用開発促進法施行規則を改正する省令案等要綱について

前回までの報告中「○労働政策審議会職業安定分科会」の項に次のように加える。

2010 年度

- ・職業安定政策の戦略的な実施について
- ・点検評価部会にて検証すべき2010年度の年度目標について

前回までの報告中「○労働政策審議会障害者雇用分科会」の項に次のように加える。

2009 年度

- ・障害者権利条約をめぐる状況等について
- ・労働・雇用分野における障害者権利条約への対応について（中間整理）
- ・労働・雇用分野における障害者権利条約への対応に関して検討すべき具体的論点（「基本的枠組み」、「障害を理由とする差別の禁止」、「職場における合理的配慮」、「権利保護（紛争解決手続き）の在り方」及び「過度の負担」）について
- ・労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する中間的な取りまとめ（案）について
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱等について
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱等について

2010 年度

- ・障害者雇用政策の戦略的な実施について
- ・点検評価部会で検証すべき2010年度の年度目標について

〔第6条関係〕について

(a)の(i)について

「さらに、2007年4月からは、マザーズハローワーク未設置県の主要な公共職業安定所にマザーズサロンを全国36箇所設置、2008年4月からは、マザーズハローワーク事業未実施地域であって地域の中核的な都市の公共職業安定所にマザーズコーナーを全国60箇所設置し、同様のサービスを展開している。」を「さらに、2007年4月からは、マザーズハローワーク未設置県の主要な公共職業安定所にマザーズサロンを全国36箇所設置し、さらに、2008年4月以降、マザーズハローワーク事業未実施の地域のうち多数の利用者が見込まれる地域の公共職業安定所にマザーズコーナーを順次設置（115箇所）し、同様のサービスを展開している。」に改める。

「2007年2月に……実施することとしている。」の段落の次に次のように加える。

- ・ 2003年1月から、「就職支援プログラム事業」を開始し、雇用保険受給者のうち特に早期の再就職の意欲が高い者であって、支援の必要性が高い求職者に対し、早期就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)を配置して、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施している。
- ・ 2009年4月から、「就職実現プランナーによる早期再就職支援事業」(旧「再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援」)を実施していたが、2010年3月に終了することとした。

「2007年4月から、……求職活動を支援している。」の段落及び「2007年4月から、……求職活動を促進している。」の段落を削る。

「2008年4月から、フリーターや……を実施している。」の段落を次のように改める。

- ・ 2008年4月から、フリーター等の正社員経験の少ない者に対して、きめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行った上で、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめて就職活動等に活用することにより正社員へと導くジョブ・カード制度を実施している。

「2008年10月から、……サービスを実施している。」の段落の次に次のように加える。

2010年4月からは、非正規労働者就労支援センターを非正規労働者総合支援センターと改称し、就労支援を強化するとともに地方自治体とも連携した生活支援を一体的に実施している。

「実践的な職業能力の開発及び……支援内容等の拡充を行ったところ。」の段落を次のように改める。

- ・ 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に取り組む中小企業に対する支援に引き続き取り組んでいるところである。

(e)について

「2005年4月から、……官民交流会を実施している。」の段落を次のように改める。

- ・ 2005年4月から、公共職業安定所、無料職業紹介事業を実施している地方公共団体及び地域内の民間職業紹介事業所の職業相談、紹介業務の担当者が、それぞれの特性を活かしつつ地域の労働市場に適った職業相談、紹介を展開することにより地域内のミスマッチ解消を図るため、職業相談・紹介過程に関する情報交換等を行うとともに、職業相談・紹介技法の向上を図る場として、官民交流会を必要に応じて実施することとしている。

「2005年6月から、……参照願いたい。」の段落を次のように改める。

- ・ 2005年6月から、キャリア交流プラザ事業、若年者版キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業について、市場化テストのモデル事業を実施し、2007年からより、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（2006年法律第51号）に基づき、キャリア交流プラザ事業（2010年3月まで）、人材銀行事業（2010年3月まで）及び求人開拓事業（2009年3月まで）について、市場化テストを本格実施。なお、キャリア交流プラザ事業については、2010年7月から2013年3月まで再度実施の予定。（詳細は〔2006年条約勧告適用専門家委員会ILO第88号条約オブザベーションについて〕を参照願いたい。）

〔第7条関係〕について

(a)について

「看護・介護労働者を確保するため、……重点的に促進している。」の段落及び「2009年4月から、……人材確保対策を強化している。」の段落を削る。

前回までの報告に次の段落を加える。

- ・ 看護・介護労働者を確保するため、一旦離職した看護有資格者（潜在看護師）や介護の仕事に興味を持つ主婦等を積極的に活用するため、1992年から保健医療・福祉施設職員確保の拠点となる公共職業安定所を「福祉重点公共職業安定所」として指定し、いわゆる潜在福祉マンパワーの就職を重点的に促進していた。2009年4月から、全国の主要な公共職業安定所に「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野での労働力のマッチング体制及び機能の更なる強化により、福祉分野（介護・医療・保育）の人材確保を図ることとしたところである。「福祉人材コーナー」では、他の公共職業安定所や関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者に対する求人充足に向けての助言、指導等を実施している。

〔第9条関係〕について

「第9条2、3について」中「配置されている（職業安定法第9条）」を「配置されている（職業安定法第9条の2）」に改める。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告を次のように改める。

- ・ 2010年4月1日現在の公共職業安定機関の数は次のとおりである。

公共職業安定所	437所（うち2所は、日雇労働職業紹介専門）
公共職業安定所出張所	95所（うち4所は、日雇労働職業紹介専門）
公共職業安定所分室	13所

- ・ 求人、求職者数、紹介件数及び就職件数については、別添のとおり。

5. 質問Ⅴについて

本条約の適用に関する原則的な諸問題について司法裁判所が決定を下したことはない。

6. 質問Ⅵについて

本条約の適用に関して関係労使団体から意見を受けたことはない。

7. 質問Ⅶについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

(千人、千件)

年月	一 般				日雇
	新規求人	新規求職	紹介件数	就職件数	就労延数
2009.06	307	488	1109	110	19
2009.07	326	474	1079	109	21
2009.08	300	419	946	101	21
2009.09	330	443	1021	113	19
2009.10	341	484	1061	118	21
2009.11	292	407	904	104	21
2009.12	278	401	775	93	21
2010.01	343	534	954	90	24
2010.02	327	475	1009	101	19
2010.03	355	579	1255	138	17
2010.04	337	622	1159	127	-

(注)新規学卒者及びパートタイムを除く

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」